01

（1） 9版 第21329号 （昭和24年2月17日運輸省特別扱承認） The Chugoku 中國新聞 （明治25年5月4日第三種郵便物認可） 昭和28年8月7日 （金曜日） （日刊）

中國新聞
発行所
廣島市上流川町二番地
中國新聞社
電話代表中②2161番
振替口座廣島57番
編集印刷発行人 糸川成辰
新聞定価 一カ月（朝夕刊）250円 一部（同）9円

特別国会きょう閉幕

第十六特別国会はきょう七日、八十二日間の全会期を終了し閉幕する

閉会日の七日は日米通商航海条約を承認し、さらに保安常任委員会の設置を内容とする国会法改正案などの諸案件を成立させるが、議員給与三本建法案はなお審議未了か成立かのきわどい段階にある、さらに衆院では、予算委員会を開いて三宅正一（右社、新潟）三木武吉（鳩自、香川）黒田寿男（小会ク、岡山）の三氏が吉田首相、岡崎外相、木村保安長官らに防衛問題で質問し、今国会最後の野党攻勢を展開する予定である、しかし自由党の衆院予算委員のなかには本予算もすでに実施されており、予算委再開の必要を認めないとして、これに反対しているものもある

六日の国会はスト規制法成立のあとを受けて、前日にかわる静けさで、この日は衆院本会議で岡崎外相からMSA交渉の中間報告を聞き、これにたいし野党側が質問戦を展開したのが目立った程度であった

相互援助一層有効に

外相 MSA交渉を中間報告

岡崎外相は六日午後の衆院本会議でとくに発言を求め、MSA日米交渉にかんする中間報告を行い、こんどの交渉に臨む政府の基本的態度を明らかにした、外相の発言要旨は次の通り

日米双方がMSA交渉を開始するに当り、日本側は

一、われわれの任務は世界平和確保を助長するために相互援助を一そう有効ならしめる、相互安全保障計画の主要任務は日本国内の治安を確保し、自由世界の安全保障の維持増進に寄与するものである

一、日本は自国の政治経済の安定を害することなく、自由世界の防衛力に寄与するものである

一、日本の防衛力は安定した経済的基礎のうえに立たねばならない、軍事的義務の履行は日米安保条約によって引きうけた義務履行の域を出ないこと、などを主張した

これにたいし米側は

一、日本の義務は相互安全保障計画にもとづく、内務的なものであること

一、五百十一条A項の六つの義務を引うけること

一、本条約は双方の合意と利益のため結ばれるもので強要されるものではないこと

一、日本の防衛力の増強は日本政府によってのみ決定されるべきものである

一、米軍は無期限に日本に駐在することを欲しないなどを主張した、その後双方は七月二十二、二十四、二十七、三十一日に会議を開き、援助の内容について交渉したが、援助の供与、完成兵器の完渡し、機密保持、援助資材に対する免税措置について双方の意見の一致をみつつあり、顧問団の性格取扱いと五百十一条A項の六条件をいかに書きあらわすか、MSA援助と経済安定の関連性についてさらに意見を交換する必要があり、こんどの会議で十分話し合って行くつもりである

われわれとしては軍事援助の内容は資材、兵器のみに限られるが、その場合どの程度わが国への発注が可能であるかなど十分米政府の意向をただすとともに日本の経済安定に貢献しうる程度に話合いを進めたい、また初年度において軍事援助以外に、いわゆる経済援助が与えられるかどうか、もし初年度に不可能としても次年度以降可能かどうかについても話合うつもりである、米の日本にたいする特需、域外買付などは今回の対日援助と深い関係を持ち日本経済に影響が大であり、今回の交渉ではこれらの問題をできるだけ明確にしたい意向である

また経済技術援助については米政府は一九五三―五四年度の相互安全保障計画でアジアおよび太平洋地域諸国は他の自由諸国との貿易を拡大することによって中国市場のそう失を補い、とくに日本は必要な物資および資材を東南アジアに依存しており、日本の将来の経済力はアジアの開発に依存するところが大であると、いわゆるポイント・フォアーといわれる経済開発に日本のになう役割を示唆している

最後にMSAの性格について第一は憲法上の疑義とくに同援助により海外派兵の義務を生じないかで援助により戦力を保持することとならないか、第二に援助を受けることによってわが国の自主性を失うおそれはないか、第三に新たに義務を要求されることはないか、第四に機密保持を要する関係上、かつての治安維持法のようなものが再現することにならないか、第五に共産圏諸国の貿易に対し新たな制限は課せられないか、第六に不必要に他国を刺激し、国際緊張のタネを作らないかなどの諸点である

政府はこれら諸問題に慎重に対処するが、私の見解では第一の憲法上の疑義については政府は形式上はもとより実質的にも憲法に違反する如き意思はごうもない、第二にわが国の自主性の問題は援助自体が内政干渉の危険をはらむことより、むしろ被援助国がいかなる態度でこれをうけるかという点にある、この点にかんする限りわが国は自主性そう失の危険は全くないと考える、第三に新たな義務については援助をうける以上相互安全保障法に規定されている諸種の義務を新たに負うことは事実であるがこれらの義務は受諾しても差支えない種類のものと考える、第四の機密保持については援助の種類によって機密保持上新たな法律を要する場合もありうるが治安維持法の如き国民の権利を不当に制限する法律を制定する考えはない、第五に共産諸国との貿易制限はわが国はすでに自由諸国と協力しており、現在以上に制限を強化する必要はない、第六の国際関係の懸念についてはわが国として緊張のタネをつくらぬよう努力することはもちろんで、このような誤解を生ぜぬよう十分措置したい考えである

以上こんどの交渉にあたりこれらの諸点については十分考慮し手違いのないことを期したい、なお以上のうちとくにわが国として重要と考えられるものでしかも協定中に規定を設けることが妥当でないと認められる場合には必要に応じ諒解書、議定書その他適当な方法により、これを記録にとどめわが国の立場を明確にする考えである

ジュアン元帥、中部軍総司令官正式任命

【パリ五日発ロイター＝共同】仏政府は五日、現北大西洋軍（NATO）中部軍司令官兼地上軍司令官ジュアン元帥の権限を拡大、中部軍陸、海、空三軍総司令官に任命することを承認した

国会傍聴席

各党遊説対策に大童

▽…第十六国会はきょう七日ついに幕をおろす、六日の両院は各党とも遊説対策に大わらわ―自由党は八月二十二、三日から九月七日まで倉敷、岡山、鳥取、米子、松江、三次福山、呉、下関と夏季大興行をうって回わるが、閣僚級の千両役者をよそのブロックにとられた地元議員は張り合い抜けだ、右派社会党は八、九の両日広島県の宮島で全国の夏季政治講座を開く、三輪寿壮、杉山元治郎、西村栄一氏らロ八丁、手八丁組が浮世離れた紅葉谷の緑陰で生ぐさい時局談義を行うとか……また改進党でも初代の情報宣伝部長高橋禎一氏（広島三区）が万事遊説計画をたて重光総裁、三木武夫氏ら党最高首脳部は九月七日広島市で大演説会をブチまく

▽…来る補正予算の臨時国会はいわば政界冬の陣、今回の特別国会でお互いに憎からぬ関係となって自、改両党の連合勢が本丸に鎮座した、再軍備問題のうえへどのような旗を打立てるか全国遊説夏の陣はこの角度から与党、野党ともにぎにぎしく国民に伺いを立てるのだともっぱらの評判

▽…今国会最後の見せ場で灰皿事件で男を売り過ぎた？篠田弘作農林政務次官の懲罰問題をとりあげた六日の衆院懲罰委では、さしもの改進党ですら目にあまったとみえ極刑の除名論を唱え出す始末あわてたのは、たかをくくっていた与党側で臨時委員の高橋等氏（吉自、広島三区）「大変だ大変だ」と幹部へ連絡のため血相を変えて院内をかけめぐる、七日衆院の本会議では三分の二以上の賛成はとれないから首のとぶ気遣いはないが、お粗末な幕切れである

▽…彗星岸信介氏（吉自、山口二区）の保安委員長就任は次へ持越された形だ、この保安委はいままで内閣委へ属していた保安庁の予算を切離し独立した委員会として発足させようというねらいだが保安委の委員長は再軍備問題の鍵を握るだけに総裁級の才幹でなければ勤まらぬこと必定、そこで改進党へもよく、与党にもにらみのきく岸氏の下馬評となったわけだが、この人事問題の水平線上に政界再編成の風雲がむくむくと立上っている感じだ

衆院本会議

保安庁法の改正必要

木村長官答弁 名称変更は考えず

六日の衆院本会議は午後二時五十三分開会、北海道水害の被害調査を水害地緊急対策特別委員会に併託ののち有田八郎氏を国連捕虜特別委員会第四会期日本政府代表に命することを議決

一、へき地教育振興にかんする決議案について町村金五氏（改、北海道）から主旨説明あって可決

一、治山治水恒久対策確立にかんする決議案を福田喜東氏（自、大分）の主旨説明ののち可決

一、引揚同胞対策審議会設置法の一部改正法案を可決、請願三千七百三十七件を採択、岡崎外相からMSA援助にかんする日米交渉について中間報告あり、ついでこれに対する質疑に入り

並木芳雄氏（改、東京） MSAを受けるに当って防衛計画の提示が必要だと思う、この点については岡崎外相と木村保安庁長官との間に食違いがある

一、保安隊の名称変更、保安庁法の改正について政府はどう考えるか

一、MSA援助によって中共貿易がさらに制限されるのではないか

岡崎外相 一、自衛力の増強は日本政府によって決定されるもので防衛計画の提示が交渉に絶対に必要な条件とは思わない

一、憲法で禁止しているのは戦力であり、この戦力に至らざる段階ではその名称を何とつけても差支えない

一、中共貿易については衆院の決議もありその主旨にそうよう努力する

木村保安庁長官 一、防衛計画と保安庁法改正の問題は別個に取扱うべきだ、目下保安庁では事務的に防衛計画を研究している

一、保安隊を直接侵略に対処するようにするには当然保安庁法の改正が必要だと思う、名称の変更は考えていない

緒方副総理 ダレス長官が東京に来れば吉田首相、岡崎外相が会って懇談することになると思う

穂積七郎氏（左社、愛知） 一、MSAの受入れは自衛力漸増の義務を負うとともに太平洋軍事同盟の伏線をもつものではないか

一、MSA援助の経済的利益は何か

一、中共貿易の制限を付けぬという明白な保障があるか

一、MSAと憲法の精神とは根本的に背反するのではないか

一、憲法に反する条約の効力についてどう考えるか

副総理 国の防衛についての考え方は第二次大戦で変化してその思想的流れが相互安全保障の考えに沿っている、この意味で日本がMSAを受諾することが主権を侵すことにはならない

外相 自衛力の増強は日本政府自身が決めることで、直接侵略にたいする行動をとるとか軍事同盟に入るとかということは国民の決めることだ

木村長官 MSAを受けることは憲法に抵触しない

松平忠久氏（右社、長野） 一、政府は顧問団にどういう法的地位を与えるつもりか

外相 一、交換公文で米国の公式見解をただした結果、MSA援助を受入れてもいいと解釈した、三十五万の軍隊うんぬんはダレス氏も釈明しているようにMSAとは関係がない

一、軍事顧問団の任務は完成兵器計画の作成およびその兵器の調達供給、軍事訓練計画の実施の三つであって決して内政干渉になるようなことはない

池田正之輔氏（鳩自、山形） 一、MSAを受諾するさい日本は軍事義務を負うことになる、これと憲法との関係についての見解いかん、またこの場合の予算的措置についてどう考えるか

副総理 政府としてはMSA受諾で憲法違反にならないような方針をとりたい

一、自衛力漸増は政治的、経済的安定を乱さない範囲で行うのであって心配はない

外相 一、防衛力増強の義務を負うが、この義務は日本の国内条件の許容する範囲で行うもので、その時期、態様は日本政府が決めるものである

一、将来太平洋相互援助組織ができたときにこれが憲法違反であれば政府として参加できない

岡田春夫氏（小ク、北海道） 一、MSA交渉で政府は米国側から防衛計画の提示を求められているか

副総理 今日一国で一国の防衛のできないのは厳然たる事実であり、ここに集団安全保障措置がとられているわけだ

外相 軍事問題にかんする決議はまだ行っていない

同午後五時三十五分散会

参院本会議

独禁法改正案可決

六日の参院本会議は午前十時三十五分開会

一、公職選挙法の一部改正法案両院協議会成案（衆院送付）を可決成立

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正法案

一、らい予防法案（以上内閣提出衆院送付）を上程、委員長報告ののち第二案にたいし、藤原道子（左社、全国）加藤シヅエ（右社全国）両氏の反対討論あって両案とも可決成立

一、法人税法の一部改正法案

一、所得税法一部改正法案

一、租税特別措置法の一部改正法案

一、刑法等の一部改正法案（以上内閣提出衆院送付）を可決成立

一、私的独占の禁止および公正取引の確保にかんする法律の一部改正法案（内閣提出衆院送付）を上程、委員長報告ののち討論に入り

岡田宗司氏（左社、東京）反対、高橋衛（自、全国）賛成、永井純一郎氏（右社、和歌山）反対、加藤正人氏（緑、全国）賛成、鈴木一氏（無ク、秋田）反対、奥むめお氏（緑、全国）反対の各討論あり可決成立

一、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法案（内閣提出、衆院送付）を可決成立

ついで請願三百六十二件、陳情九十二件を一括採決し、午後二時十七分散会

きょうの国会

【衆院】本会議（一時）△委員会＝文部、厚生、地方、法務、内閣、議運、水害対策、労働、大蔵、建設、農林、通産連合、人事、地方連合（十時）通産、水産連合（十時十五分）予算（十時半）農林（十一時）電理、中共特別、外務、文部、水産連合（一時）人事（未定）

12日からスト

駐留軍労組

日米労務基本契約米軍案に反対闘争中の全駐労と全日駐労組は六日午後三時半から港区芝高輪の安芸寮で全国中闘委員会を開き、特別調達庁からの回答を三時間にわたって検討した結果、回答を不満とし中闘委（委員二十六名）満場一致で十二日からストを決行することを決め、直ちに参加、二十二地方本部に指令した

また基地のゼネストは五日間のスト予告期間がいるので夕刻調達庁にスト通告を行った

きのう第8回原爆記念

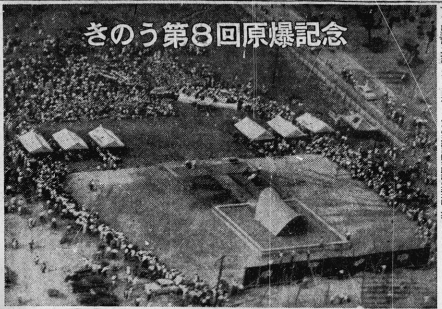

空からみた原爆記念式典全景（本社専用機上にて）

社説

スト規制法成立

もみにもんだスト規制法案もついに五日の参院本会議で多数をもって可決、陽の目を見ることとなった。前国会からひきついだ法案であり、今国会でも衆参両院を通じて、あらゆる角度から詳細に検討されたので、問題点も明らかになっており、成立の晩においては今さらそれを繰り返す必要もないが、問題点も多く、反対運動も相当に強硬であった点などを顧ると、この法律の運用については細心の注意を怠るべきでないことを要望しておきたい。

電源、炭労の二つの大きな組織労働者は、この法律によってほとんどスト行為はなし得ない状態になっている。いわゆる電源ストや停電ストなどの、一切の正常な電力の供給を妨害する行為は禁止されているので、なし得るのは事務ストくらいのものであり炭労においても同様な関係となっている。二大基礎産業が自らの手でその生産を阻止するような行為をとり得なくなったということは、電気と石炭の増産に伴う日本経済の発展と少くとも減産によって経済の下降傾向を生ぜしめないという点で、経済的にはプラスをもたらすものと見られ、さらに停電ストなどによって、一般大衆に迷惑をおよぼすことがなくなったことは、たしかに明るい社会の建設のためにも一般国民からは喜ばれているものと見てよかろう。昨年、一昨年にかけて、国民は停電のために、どれだけ暗い不愉快な思いをしたことだろうか。夏季ともなれば渇水にかけては争議行為としての人為的停電、原因はなんであろうとも停電による人心への影響は極めて大きいものがあったはずである。

この法律が三年間を限っての時限立法である点、特殊性をもっている。政府側の説明にあるように、この法律が有効である向う三年間に、労働組合の自主性によって、あまりにも公共の福祉を阻害するような行為がとられなくなればよいというわけである。従ってこの法律は昨年の電産、炭労両ストライキに顧ての、止むを得ざる立法であり、労働組合に反省を求めるための臨時措置とも言い得よう。われわれもまたこのようなことが法律的措置によらないで、自主的に行われることが望ましいと考えるが、自主的に行われ難いとするならば、一時的に法律によって制限を加えることも、また止むを得ないことのように思われる。

ただ懸念されるのは、経営者である電力会社の出方である。それでなくても電力企業は独占形態をとっており、従来もまた一般国民からのこのことに対する非難は相当に強かったのである。電力事業の末端関係においては、いろいろな面において独占企業的な面が相当強く出ているのである。会社としては従業員がストライキが出来なくなったことをよいことにしてますます独占的経営方式を強く出して来はしないか。また末端の従業員、直接国民と相接する人たちが、ストを行うことのできないうっぷんを、独占企業である点と相まって、一般国民の方へ、はかして来はしないか。会社としては思うように経営が出来るというような安易な考え方を捨てて、従業員とともに企業の発展を図るよう努力すべきであり、さらにいわゆるサービスの点についても、もっと積極的に努力を払う必要がある。国民の一人一人にしても、電気を使用しない家庭はまず一軒もないといってよく、その点からすれば国民の一人一人がみんなお客様なのである。

電気を供給してやるのだという考え方でなしに、電気を買って戴くのだ、という考え方にどうしてなれないものだろうか。独占企業なるが故に、みんながいわゆるお役人さんの悪い点だけを見習うようでは、全国民の協力を得て企業の発展を図るというには程遠いこととなる。スト規制法の成立、つまりこれから電源労組も事務ストくらいしか行われ得なくなったことがこの問題にどういう影響を及ぼしてくるかはこれからの問題だが、会社も組合もともにこの際大いに反省して、電力企業が国民から「愛される企業」として発展して行くよう努力を払うべきである。

経済援助問題を討議

ダ長官、会談内容を発表

【ソウル六日発AP＝共同】ダレス米国務長官は六日の李（イー）韓国大統領との会談終了後、会談のもようにつき次のように語った

六日の会談ではスチーヴンス米陸軍長官が主に発言し、韓国にたいする経済援助について説明した、議会が韓国の復興計画のために割当てている二億ドルは国防省の予算から支出される、朝鮮統一問題についてはまだ何も交渉していないが、七日の会談ではおそらく討議されるだろう、また政治会議についても協議は行われなかった、六日の会談には韓国側からは李大統領のほか白斗鎮（ペク・トチン）国務総理、卞栄泰（ピョン・ヨンテ）外相、林炳稷（リム・ピョンオク）国連代表が出席した、会談は七日午前十時から再開されるが、八日午前にも続開されるかも知れない、また六日午後には米韓防衛条約について討議する分科委員会が開かれる予定である

米韓安保条約きょう調印か

【ソウル六日佐々木共同特派員発】当地の情報によると、ダレス米国務長官と卞栄泰（ピョン・ヨンテ）韓国外相は七日、米韓安全保障条約に調印を行う予定といわれる、同条約については五、六両日の午後米韓会談の分科会議で最終的な仕上げが行われたもようである　なおこの条約の発効のためには米国の上院の批准を必要とすることになっている

会談を終って李大統領官邸を出るダレス・李両氏、左から白斗鎮（ペク・トチン）韓国国務総理、ダレス米国務長官、李承晩韓国大統領、ロバートソン米国務次官補（京城―東京間空輸、AP＝共同）

十月上旬には発効か

日米通商条約きょう承認

今国会の重要議案である日米通商航海条約は六日参院外務委員会で承認されたが、七日の参院本会議で承認を得ることにより批准のための国内手続は一切完了し、早ければ十月はじめに発効する予定である

同条約の国会審議は最近の微妙な日米関係を反映し、政府野党間のはげしい論争が予想されていたが実際はMSA問題、朝鮮休戦問題などにお株を奪われ、衆参両院における質疑応答は予期に反し低調だったといえる

同条約が衆院外務委員会に付託されたのは五月二十七日、本格的審議が開始されたのは七月二十一日だった

野党側は同条約が国会解散中に調印された点を重視し、吉田内閣の政治責任を追及すると満を持したが、MSA交渉など他の重要問題が相ついで起ったため、野党側のホコ先はそらされてしまい、衆院外務委員会ではわずか六日間、参院外務委員会では予備審査を含め十日間という短期間であっけなく承認した

岡崎外相は終始要領よい答弁で野党側の追及を逃げ切ったが、七月二十九日の衆院外務委員会で「国会は条約を修正できる」とうっかり口をすべらしたことが問題となり、岡崎不信任案とからんで危く一本とられかかったが、翌日の同委員会で前日の失言を取消してことなきを得た

問題となったのは国内事業活動を制限できる制限業種の範囲がすくないこと、既得権尊重の規定が日米不平等であること、日株取得を制限する期間（三年間）が短かすぎることなどの点であったが、衆院では和田博雄氏（左社、岡山）参院では佐多忠隆氏（左社、鹿児島）が学究的論陣を張り、岡崎外相、黄田経済局長などに食い下ったのは両氏の経歴からいってさすがと思わせた

また参院外務委員会で杉原荒太氏（無、佐賀）が元外務省条約局長の経歴に物いわせ、黄田局長、下田条約局長などをしばしば立往生させ、まるで政府委員に答弁を教えているかの観を呈したことは、政府側の不勉強とともに最も印象的な一場面であった

五百万ポンド増加を承認

英スワップの限度拡大

【ロンドン六日発共同特派員発】駐英日本大使館は英政府にスワップの限度拡大およびポンド地域の輸入制限緩和を交渉中だったが、英大蔵省は四日これについて日本大使館に次の回答を渡した

一、前回と同様の条件で八月分として五百万ポンドのスワップ増加を認める

一、日本は前回のスワップで得た二千五百万ポンドをほとんど使い果しているので、こんごポンド地域との貿易収支を健全化するよう努力すべきである

一、英国は二千五百万ポンドの現行スワップの期間で三ヵ月間延長することを認める

一、英政府は英領植民地の輸入制限を緩和するよう努力する、ただし英本国の輸入制限緩和はOEEC（欧州経済協力機構）諸国との関係もあるので困難であり、他方英国は英自治領にたいして輸入緩和を強制できない

結局英国は日本側に九月末までのスワップ一千万ポンドを要請したのに対し、とりあえず八月分として五百万ポンドの増加を承認したわけで、もし日本が年内にポンド不足を解消できなければ、日本は国際通貨基金（IMF）からポンドを借入れなければならなくなるものとみられる

スト規制法きょうから施行

五日成立したスト規制法は七日の閣議で決定のうえ即日公布施行する

断層

エンゲル係数がどうとか聞きなれるまでもなく、おたがいの生計費の中で、食糧費の占める比重は、依然として大きく、人間としての最低生活にあえいでいるのである▲結局人間という動物は、生きるために食っているのか、食わんがために生きているのか、といったような素朴な懐疑すら抱きたくなる▲その生命と神経をすりへらして購う食糧も、食べたすべてが栄養となり生命を保つ源泉となればまだしも、実際には意外の無駄があるようである▲というのは、日本人の農耕形式や食生活が、寄生虫の発生に都合よくできており、いくら食べても人間より寄生虫の方が成長するのに恵まれているからである▲われわれが寄生虫といえばすぐかい虫を連想するが、専門家に言わすと十三種類からあってそう簡単ではない▲昭和二十七年度の広島県統計によると面白い数字がでている。この調査によると、寄生虫卵保有者は市では調査人員の四四％弱、町で四九％弱、村で五〇％強という割合である▲そのなかで一番多いのがやはりかい虫で、市部では八〇％強、町で九〇％強、村で八五％強といった割合、次がべん虫、十二指腸虫、ぎょう虫といった順序で、市町村を問わず同じ比率である▲これら寄生虫が発育途上にある幼児や学童の心身におよぼす悪影響を考えると一日も放置し得ない重大問題である▲また文化国家を標榜しつつ、未開国を象徴するといわれる寄生虫に対する適切な対策を講じ得ないようでは看板に偽りあることになる▲とにかくこの不名誉きわまる寄生虫の追放に、家庭はもとより、休暇明けの学校などで、それぞれ一層の関心と実施を望みたい。

カゴメケチャップ
姉妹品 カゴメソース

サン號 自転車
東京 株式会社 秀工舎サン號自轉車工場

サンヨーの ナショナル発電ランプ
通産大臣賞 労働大臣賞 受賞
サンヨー
三洋電機株式会社

金のため方 暮し方の研究
別冊實業之日本 第25号
特集 暮しを楽にする予算生活のコツと実際 ―大学教授・公務員・銀行員・中小企業者等八氏の実例と其批評
特集 退職金の最有利な活用法 停年退職者と希望退職者の実例五篇と其批評
子供の教育費捻出法の研究（株式投資による法他二篇）
特集 この際有利な金の運用法 ―預金・投資信託・貸付信託・公社債・各種保険の利用法
対談 たまらぬ金を絶対ためる法 和田晃治・三上泰治
座談会 これからの生活の見通しとその設計
生活に余裕を得るための株式投資
定価一〇〇円（送八円）
東京銀座西一 振替東京三二六
実業之日本社

皆様の服装月刊誌 杉野芳子監修
ドレスメーキング
只今発売中 九月号第三十号
流行のニュース解説
化センの秋のデザイン集
ドレープの扱い
新しいコートのデザインと作方
流行とスエーター集
新しいシルエットの研究
そのシーズンのシルエットを十分に理解することはあなたの新しい服の感じを出す上にぜひとも必要です
五千円の秋の服装設計
絹を使った秋の外出着
若い人の黒のデザイン
パーティ着見
仕立ばえのする仕上法
若い人と中年のワンピース集
スモック手法とブラウスの作方
洋裁店のファッション・ニュース
今月のかわいい子供服集
切替のあるスカート
九月のニューデザイン
小物手芸品の作り方集
縫針と糸と織物の物語
若い人の服の作り方十種
私の好きなお店・署名諸家
東京千代田区神田多町2―5 鎌倉書房 振替東京182745番 地方価 145円

菅原通濟著 ―壮年篇―
絵本 通濟一代
美装函入二九三頁 価二七〇円〒二〇
長野隆・林房雄・久保田万太郎諸氏推薦 青春変転、十年間の海外放浪から愈々帰国した裸一貫の通濟が勃然旺盛の意欲をたぎらせつつ、大正末期の変動期に事業と恋愛の渦中に入って一世を驚倒させる痛快無比の大活劇を演ずる通濟立志の巻 第一巻「青春篇」価二七〇円
銷夏随一の好読物！
小林一三著 私の見たアメリカ・ヨーロッパ 価二三〇円〒二〇
三鬼陽之助著 兜町 ―現代の焦点― 価二〇〇円〒二〇
図書目録贈呈
東京文京区曙町十一 振替東京一一一二三
要書房

―新銀行実務叢書―
第三巻 貸付 価四三〇円〒40
第四巻 貸付整理 価四八〇円〒40
第六巻 内国為替 価三二〇円〒40
第八巻 事業調査 価三二〇円〒40
第十巻 出納交換 価四五〇円〒40
重版出来
東京都港区芝新桜田一九 振替・東京四六六六一番
物価調査会

日本勧業銀行企画部文書課長 堀内仁著
有抵当貸付
A5版三二〇頁 価四五〇円〒40
本書は有抵当貸付全般について契約登記など一般的な解説をなすとともに現行法上抵当権の目的となり得るもの全部について詳細解説した書!!
重版
内容 第一篇序論・第二篇貸付手続（不動産抵当・財団抵当・動産抵当・証券抵当・債権抵当・新興貸付に関する保証事務）・第三篇抵当権の管理（債権者の変動・債務者の変動・担保物件の変動・契約内容の変動・回復登記・貸付後の保証事務）